

# 臨床修練制度の拡充

(平成26年10月1日施行 医師法第17条等の特例等に関する法律)

## 規制改革の内容

### 特例措置前

許可年限: 最長2年間  
受入病院: 厚労大臣指定病院(①)  
指導医: 厚労大臣認定医(②)  
言語: 厚労省令指定言語

### 特例措置

許可年限: 最長4年間  
受入病院: ①との連携体制確保病院を追加  
指導医: ②に加え受入病院選任医  
言語: 言語は限定しない  
教授・臨床研究における診療を容認

### 効果

医療分野における国際交流の進展と  
医療水準の向上に寄与

## 規制改革の概要

外国医師等が行う臨床修練に係る  
期間、要件を以下のとおり拡充

許可の有効期限  
最長2年間

受入病院・指導医  
が限定等

医療研修目的  
の診療のみ

十分な臨床教育  
が受けられない

年限の弾力化  
最長4年間まで更新可能

要件の緩和  
受入病院・指導医の拡大  
外国医師の使用言語限定なし等

医療研修に加えて  
教授・臨床研究におけ  
る診療も可能に



医療分野における国際交流の進展と  
医療水準の向上に寄与